

## 第9 国土交通省

### 不 当 事 項

#### 役 務

- (208) 施工現場における労働生産性の向上を図る技術の試行業務に係る委託費の算定に当たり、3Dレーザースキャナに係る経費として、試行業務に使用した期間分の減価償却費ではなく購入代金の全額を計上するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)科学技術イノベーション創造推進費
部 局 等	近畿地方整備局
契 約 名	「野洲川河道掘削他工事」施工現場における労働生産性の向上を図る技術の試行業務
契 約 の 概 要	3Dレーザースキャナを用いて実施した地形測量のデータ等をクラウド上で一元管理する建設マネジメントクラウドシステムにより施工管理の効率化等を試行するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社桑原組、株式会社ジャパン・インフラ・ウェイマーク、学校法人金沢工業大学、エアロデザインジャパン株式会社 コンソーシアム
契 約	令和2年12月 随意契約
支 払 額	36,666,000 円(令和2年度)
過大となっていた支払額	6,271,849 円

### 1 試行業務の概要

近畿地方整備局(以下「整備局」という。)は、令和2年度に、「[野洲川河道掘削他工事]施工現場における労働生産性の向上を図る技術の試行業務」(以下「本件試行業務」という。)を「株式会社桑原組、株式会社ジャパン・インフラ・ウェイマーク、学校法人金沢工業大学、エアロデザインジャパン株式会社 コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)に委託して実施している。

本件試行業務は、「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」の一環として、国土交通本省が公募により選定した技術を試行する業務(以下「試行業務」という。)の一つとして実施するものである。

そして、本件試行業務は、野洲川河道掘削他工事の施工現場において、3Dレーザースキャナを用いて実施した地形測量のデータ等をクラウド上で一元管理して、施工現場、施工業者の本店及び支店並びに発注者が共有できるようにする建設マネジメントクラウドシステムにより施工管理の効率化等を試行するものである。

本件試行業務に係る委託契約の契約書によれば、コンソーシアムは、本件試行業務を完了したときは、遅滞なく、成果品に添えて、完了報告書、精算報告書等を整備局に提出しな

ればならないこととされている。そして、整備局は、検査を行い、その結果、合格と認められた場合は、本件試行業務に要した経費の額と契約書に記載された委託費の限度額のいずれか低い額を委託費の額として確定して、コンソーシアムに支払うこととされている。

また、国土交通本省が定めた「2020年度建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト公募要領」等によれば、委託費として計上できる経費は、人件費、機械費等の直接経費、間接経費及び消費税等相当額とされている。このうち機械費については、試行業務に使用する機械等に要する経費を計上できることとされている。また、試行業務を実施するために必要な機械等を購入する場合には、基本的に受注者が機械等を所有することとして、試行業務に使用する期間分の減価償却費等を機械費として計上することとされている。そして、機械等の使用用途が試行業務のみである場合には、機械等の使用可能期間を試行業務に使用する期間のみと捉えて、購入代金の全額を機械費として計上できることとされている。

コンソーシアムは、本件試行業務の完了後、本件試行業務に要した経費の額が委託費の限度額 36,666,000 円と同額であったとする精算報告書等を整備局に提出している。そして、整備局は、精算報告書等を審査するなどした上で、同額を委託費の額として確定して、コンソーシアムに支払っている。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、委託費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、整備局及びコンソーシアムにおいて、契約書、精算報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

コンソーシアムは、機械費のうち3Dレーザースキャナに係る経費として、コンソーシアムの構成員である株式会社桑原組(以下「桑原組」という。)が販売業者から購入した3Dレーザースキャナの購入代金 9,020,000 円の全額と操作説明料等 560,000 円とを合算して計 9,580,000 円を計上していた。

しかし、3Dレーザースキャナは、近年、土工、舗装工、構造物工等を施工する際の出来形管理等に用いる機械として普及してきていて汎用性が高いものであるのに、整備局は、精算報告書等の審査に当たり、コンソーシアムに対して当該3Dレーザースキャナを本件試行業務以外の用途に使用するか確認していなかった。

そこで、桑原組における3Dレーザースキャナの使用状況を確認したところ、桑原組は、本件試行業務が完了した直後から、3Dレーザースキャナを他の工事の施工現場における出来形管理等の用途に使用していた。

このため、3Dレーザースキャナについて、本件試行業務に係る機械費として計上できる経費は、購入代金の全額ではなく、本件試行業務に使用した期間分の減価償却費 4,209,333 円であった。また、操作説明料等 560,000 円は、桑原組が販売業者に対して支払った 280,000 円が誤って二重に計上されたものであった。

したがって、3Dレーザースキャナに係る経費として、本件試行業務に使用した期間分の減価償却費 4,209,333 円、操作説明料等 280,000 円、計 4,489,333 円を計上するなどして本件試行業務に要した経費の額を算定すると、適正な委託費の額は 30,394,151 円となり、整備局がコンソーシアムに支払った委託費の額 36,666,000 円との差額 6,271,849 円が過大に支払

われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、コンソーシアムにおいて委託費のうち機械費の算定方法についての理解が十分でなかったことにもよるが、整備局において精算報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

(209) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
(237)

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市公園事業費 (項)河川整備事業費 (項)砂防事業費 (項)道路交通安全対策事業費 (項)東日本大震災復旧・復興推進費 (項)社会資本総合整備事業費 (項)都市計画事業費 (項)河川等災害復旧事業費 自動車安全特別会計(空港整備勘定) (項)地域公共交通維持・活性化推進費
部 局 等	国土交通本省、関東地方整備局、15 県
補助等の根拠	都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)等、予算補助
補助事業者等(事業主体)	県 10、市 7、町 3、村 1、団体 1、計 22 補助事業者等
補助事業等	防災・安全交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、河川等災害復旧事業等
事業費の合計	9,048,182,638 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	4,749,074,967 円
不当と認める事業費の合計	1,184,116,517 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計(1)	610,606,014 円
使用許可による使用料	26,059,304 円
上記のうち国庫補助金等相当額	7,205,817 円